平成２８年（フ）第３０２７号
大阪市住之江区浜口西２丁目５番６号
債務者　饗庭真由美
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０８０号
大阪市浪速区難波中３丁目17番18号　エマーブルナンバ801号
債務者　津波古　太
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１５５号
大阪市都島区大東町１丁目14番15―211号、前住所大阪市都島区東野田町５丁目１番19―209号
債務者　佐近田慎一
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１８６号
大阪府吹田市山田西２丁目16番５―202号
債務者　阿部　俊美
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２４６号
大阪市都島区毛馬町２丁目５番８号ナカジョウマンション206号
債務者　藤原ミツ子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４５号
埼玉県飯能市大字坂石町分330番地１
債務者　金子　貴司
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２７５号
埼玉県入間市宮前町10番４号
債務者　伊丹　　隆
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３３９号
埼玉県所沢市緑町３丁目２番５号　西武ハイツ103
債務者　鈴木　　孝
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３４０号
埼玉県所沢市緑町３丁目２番５号　西武ハイツ103
債務者　鈴木　　環
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３７４号
埼玉県富士見市関沢３丁目32番15号
債務者　川口　聡美
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３８３号
埼玉県入間市小谷田２丁目１番44号
債務者　田嶋　竜馬
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９８７号
名古屋市西区児玉１丁目19番18号　児玉荘303号
債務者　大久保礼子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６号
山形県酒田市上安町３丁目３番地の９　ラ・メール上安203号、前住所山形県酒田市法連寺字茅針谷地57番地の１
債務者　佐藤　治美
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第６７８号
埼玉県戸田市美女木８丁目９番地の３（サンライトシティ美女木202号室）
債務者　山下　澄治
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３３２号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目43番地の３　オギノビル201
債務者　河野　匡利
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１９３号
静岡県熱海市咲見町７―68　中銀ライフケア咲見20号館、住民票上の住所静岡県富士市松岡514番地　（前住所）静岡県富士市天間1001番地の１　グリーンヒルズＡＹＵＭＩ105号
債務者　渡邉千鶴子（旧姓村松）
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１９９号
静岡県伊豆市冷川1523―108　農協共済中伊豆リハビリテーションセンター、住民票上の住所静岡県伊東市荻480番地の102
債務者　滝川　春男
法定代理人保佐人　赤間よし子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係